

「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」（第15回）【議事要旨】

1 日時 平成27年9月10日（木）10:00～12:00

2 場所 総務省第一会議室

3 出席議員（五十音順）

太田 聡一 慶應義塾大学経済学部教授  
(座長) 辻 琢也 一橋大学副学長・大学院法学研究科教授  
原田 久 立教大学副総長・法学部教授  
山野 岳義 一般財団法人全国市町村振興協会理事長

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 配付資料説明
- (3) 意見交換
- (4) その他

5 議事の経過

○事務局からの説明の後、意見交換が行われた。

委員からの主な意見は以下のとおり。

(パーソントリップ補正の延長及び支給地域に囲まれた非支給地における補正について)

- ・ 人事院がパーソントリップ補正を2段階に限定している理由が仮に原資の問題であるならば、今後何らかの見直しが行われるときに、原資があれば補正を延長する議論もあり得るわけであり、人事院に対して申し入れる意味があるのではないか。(原田委員)
- ・ 賃金指数で指定することが基本であるのに、パーソントリップ補正を拡大していくと一体どちらが本当の基準なのかということになるのではないか。程度論なので難しいが、補完である限りは極めて限定的にやるべきだという考え方との整合性をどうするかという問題はある。(山野委員)
- ・ 労働市場の観点から言うと、例えば、A地域にB地域から非常に多くの通勤者がいるとした場合に、仮にB地域で人材を獲得しようとするれば、A地域とほぼ等しい賃金を出さないといけないということになる。そういった点では、労働力市場としての一体性の議論を拡張すると、パーソントリップ補正の考え方で比較的高い賃金水準を与えても、それはそれでおかしくないような気もする。(太田委員)

(見直し期間の短縮及び支給割合の段階の細分化について)

- ・ サンプルサイズの小さいところでは安定性の問題があって、たまたま拾われたデータによって、10年間イレギュラーな要素を反映してしまうこともあり得る。過去10年のデータの重なりを持ちながら5年ごとに入れ替えたかどうかという議論はそれほどおかしくないと思う。(太田委員)
- ・ 見直し期間の短縮というのは、地域手当の指定基準自体を変えようという議論ではなく、賃金センサスのデータだけを機械的に入れ替えようというものであると思うが、そうすると基準自体を変えるべきという議論は当然出てくると思う。単純にデータを入れ替えするという話には終わらないだろうと気がするので、慎重に考えた方がよいのではないか。(山野委員)
- ・ 当該団体の本当の状況をできる限りリアルタイムで反映すべきという議論になると、どんどんエスカレートしてしまうのではないか。(原田委員)

(総論)

- ・ 国の官署と地方では実態が違うのだから、全く国の基準でなければいけないという当然不合理な面が出てくる。原則を揺るがさない範囲内で補正するということは説明できることではないか。(山野委員)
- ・ 国の基準を地方に当てはめた場合の課題を明らかにしておいて、実際に次回見直しがあったときに解決できるような余地を残しておく必要がある。パーソントリップ補正の延長と支給地に囲まれた非支給地における補正がポイントだと思うが、だからといって国と違うことをやりましょうというところまでは必要ないにしても、人事院に実質的に伝えておくということがあってもいい気がする。(原田委員)
- ・ 一般論として、給与制度について地方で独自に決める部分もあるという前提で議論してきた。しかしながら、国公準拠すべきと言いながら準拠していない部分については正指導対象にならない部分があるというのは、国民からみて正しいと言っているのか正しくないと言っているのか分かりにくい。分かりにくい方針は適切でない。(辻座長)

以上

文責：総務省自治行政局公務員部給与能率推進室